

太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催

に関する請願書

1 趣 旨

『太宰府市議会基本条例』第4条2項に基づき、令和4年3月太宰府市議会定例会が閉会した後、令和4年6月太宰府市議会定例会が開催されるまでの期間において、できるかぎり早期に『太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会』を開催することを請願する。

2 理 由

太宰府市議会では、『太宰府市議会基本条例』前文において、「二元代表制の下、選挙で選ばれた議員と市長が緊張感をもって議論し、その情報を広く発信するとともに市民参加の機会を増加することにより、市民に信頼される議会の実現」を謳っている。また、『太宰府市議会基本条例』第1条において、「太宰府市民の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする」と明記している。

2021年11月24日に開催された太宰府市議会においては、『太宰府市議会基本条例』第4条2項「議会は、広報広聴の充実を図るため少なくとも年1回、市民との意見交換会を開催するものとする」と従来記載していた条文に関して、「少なくとも年1回」という語句を削除した。

翌25日の西日本新聞朝刊紙上においては、「市民との意見交換『最低年1回』撤廃」との見出しで「太宰府市議会は24日、市議会と市民との意見交換会を『少なくとも年1回は開催する』とした規定を削除する市議会基本条例改正案を全会一致で可決した。同市議会は条例に従い意見交換会を毎年行ってきたが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大で開催できず、一部の市議が削除を提案していた。今後はリモートなども含め、柔軟な

開催を検討するとしている（後略）」と報道された。

そして、太宰府市民の間からも「これまで『少なくとも年1回は開催する』ことを開催回数の最低保証としてきた『太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会』が、今後開催されないのではないか」との不安の声も上がっている。

一方、令和4年3月太宰府市議会定例会は、令和3年12月12日に執行された太宰府市議会議員一般選挙において当選した、太宰府市議会議員が初めて出席する定例会である。また、令和4年度太宰府市一般会計予算を審議する重要な定例会でもある。

太宰府市民から新たに負託を受けた太宰府市議会議員が自らの初心を表明すると共に、太宰府市議会において審議された令和4年度太宰府市一般会計予算に関して、積極的に情報を発信していくことは必要だと考える。

太宰府市議会が、自らの活動に関して積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させていくことを通じて太宰府市民からの負託に応えて、安心して生活できる豊かな太宰府市を実現していく上で、『太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会』は必要不可欠な機会である。

上記の理由に拠って、『太宰府市議会基本条例』第4条2項に基づき、令和4年3月太宰府市議会定例会が閉会した後、令和4年6月太宰府市議会定例会が開催されるまでの期間において、できるかぎり早期に『太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会』を開催することを請願する。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和4年2月7日

太宰府市議会議長 殿